

答 申 第 995 号
令和 4 年 3 月 10 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会 長 西 村 裕



答 申

神戸市個人情報保護条例第7条第2項第5号及び第3項の規定に基づき、令和4年3月10日付け神環事廃第2101号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

廃棄物及び土砂の不適正処理等に係る監視カメラの設置について
(条例第7条「収集の制限」について)

- 1 廃棄物の不法投棄対策のために設置している監視カメラを使用して、新たに不適正な残土処理についても指導対象として、画像及び音声を収集することは、不適正な土砂等の盛土による災害の発生防止等に繋がり、市民の安全な生活環境が確保されるとともに、警察等捜査関係者との連携による早期の事案解決に寄与するものであり、公益に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、保有する必要のなくなった個人情報を確実に速やかに廃棄する等、個人情報の適正な維持管理を行わなければならない。

廃棄物及び土砂の不適正処理等に係る監視カメラの設置について
(条例第7条「収集の制限」について)

別紙
答中 995

◎は、場合により条例第7条第3項に該当する情報を含む

主として、以下の個人情報の収集を行う。

- ◎1. 不法投棄等行為者の画像等
- 2. 不法投棄等行為者が乗車する車両、車種、乗車人員及びナンバープレート
- 3. 廃棄物又は土砂等と判断されるものを積載する車両、車種、乗車人員及びナンバープレート

上記の収集を行うなかで、派生的に以下の情報の収集を行うことになる。

- ◎4. 撮影対象地点を通過する人物の画像等
- 5. 撮影対象地点を通過する車両、車種、人員及びナンバープレート

答 申 第 996 号
令和 4 年 3 月 10 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会 長 西 村 裕



答 申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、令和4年3月10日付け神環事廃第2101号-2により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

監視カメラの画像等の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

- 1 廃棄物の不法投棄対策のために設置している監視カメラを使用して収集した不適正な残土処理に関する画像データを、宅地造成の規制を担当する建設局防災課が利用することは、不適正な土砂等の盛土による災害の発生防止等に繋がり、市民の安全な生活環境が確保されるとともに、警察等捜査関係者との連携による早期の事案解決に寄与するものであり、公益に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

監視カメラの画像等の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

別紙
答申 996

主として、以下の個人情報の提供を行う。

1. 土砂埋立て等行為者の画像等
2. 土砂埋立て等行為者が乗車する車両、車種、乗車人員及びナンバープレート
3. 土砂等と判断されるものを積載する車両、車種、乗車人員及びナンバープレート

上記の提供を行うなかで、派生的に以下の情報の提供を行うことになる。

4. 撮影対象地点を通過する人物の画像等
5. 撮影対象地点を通過する車両、車種、人員及びナンバープレート